

令和2年4月17日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

緊急事態宣言に伴う業務継続体制等について

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出され、地方公共団体において最低限の事業継続が求められていることから、茨木市においても、4月20日（月）から緊急事態宣言の期間中、社会全体における感染症のまん延防止及び継続的な行政サービスの提供体制の維持を図るため、業務継続体制等を下記のとおりとします。

記

1 2交代制による業務継続体制の構築

各職場で職員を2交代制とし、一方の班に感染者が発生した場合でも業務を継続できる体制とします。

- (1)各職場で2班体制とし、1～2日交代で職場に出勤します。
- (2)交代勤務による不足分の勤務日は、在宅勤務、週休日・祝日出勤の振替対応、年休等の取得によります。
- (3)当体制の維持のため、市民サービスへの影響が少なく、また、先送りすることが可能な業務の縮小・休止を行います。

2 実施期間

令和2年4月20日（月）～緊急事態宣言の期間中

3 対象職員

全職員（会計年度任用職員等を含む）

【問合せ先】

業務継続体制全般（1（3））に関すること  
政策企画課長 岩崎 友昭  
電話：072-620-1605  
勤務条件等（1（1）・（2））に関すること  
人事課長 下菌 真一郎  
電話：072-620-1601

